

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定により、駒岡清掃工場更新事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定により特定事業の選定に係る客観的評価の結果について、別紙のとおり告示する。

令和元年 7 月 19 日

札幌市長 秋元 克広

駒岡清掃工場更新事業
特定事業の選定について

令和元年（2019年）7月19日

札幌市

駒岡清掃工場更新事業 特定事業の選定について

目 次

第1章	事業概要.....	1
1	事業の目的.....	1
2	事業の内容.....	1
3	施設の概要及び規模.....	1
第2章	本市が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価.....	3
1	評価方法.....	3
2	本市の財政負担見込額による定量的評価.....	3
3	DBO方式で実施することの定性的評価.....	4
4	民間事業者に移転するリスクの評価.....	4
5	総合的評価.....	5

第1章 事業概要

1 事業の目的

駒岡清掃工場更新事業（以下「本件事業」という。）は、駒岡清掃工場の更新施設である、新清掃工場をD B O方式にて整備、運営・維持管理することで、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施するとともに、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質の更なる削減を図りつつ、循環型社会を構築するための資源回収、エネルギー回収を推進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業方式

本件事業はD B O（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

本市は本施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達する。なお、本施設は、本市が所有する。また、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

落札者の構成員、協力企業及び運営事業者は、選定事業者として、本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係る本件事業を一括して行うものとする。なお、運営事業者は本市内に設立するものとする。

(2) 事業期間

ア 事業期間：特定事業契約締結日から約25年間とする。

イ 設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和7年（2025年）3月31日とする。

ウ 運営・維持管理期間：令和7年（2025年）4月1日から令和27年（2045年）3月31日とする。

3 施設の概要及び規模

(1) 事業用地

ア 所在地：札幌市南区真駒内129番3他

イ 敷地面積（事業用地面積）：約84,000m²

ウ 地域地区等

（ア）都市計画施設：札幌圏都市計画ごみ焼却場（第4清掃工場）

（イ）都市計画区域：市街化調整区域

（ウ）建ぺい率：60%以下

（エ）容積率：200%以下

（オ）高度地区・高さの制限：指定なし

（カ）防火地区：指定なし

（キ）日影規制：規制なし

（ク）緑化率：指定なし

（ケ）景観：景観計画区域

（コ）その他：宅地造成工事規制区域

(2) 対象施設の概要

施設の種類	概 要	
焼却施設	処理対象物	燃やせるごみ、破砕施設からの破砕残渣
	処理方式	全連続燃焼式（ストーカ式）
	処理能力	600t/日（300t/日×2 炉）
破砕施設	処理対象物	燃やせないごみ、大型ごみ
	処理方式	破砕・選別
	処理能力	130t/日（剪断ライン：80t/日、回転破砕ライン：50t/日）

第2章 本市が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価

1 評価方法

- (1) 本市は、本市が直接、本事業を実施する場合と比較して、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次により評価を行った。
- ア 本市の財政負担見込額による定量的評価
 - イ DBO方式として実施することの定性的評価
 - ウ 事業者に移転するリスクの評価
 - エ 上記による総合的評価
- (2) 本市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2 本市の財政負担見込額による定量的評価

- (1) 本市の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を本市が直接実施する場合及びDBO方式で実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

項目	本市が直接実施する場合	DBO方式で実施する場合
財政負担見込額の主な内訳	①設計・建設費 ②運営・維持管理費 ③起債金利 ④施工監理費 ⑤発注支援費用 ⑥公共人件費	①設計・建設費 ②運営・維持管理費 ③起債金利 ④施工監理費 ⑤SPC開業費 ⑥SPC経費 ⑦公租公課 ⑧アドバイザー費用 ⑨モニタリング費用 ⑩公共人件費
共通の条件	①事業期間：約25年（設計・建設期間：約5年、運営期間：20年間） ②年間計画処理量 新清掃工場焼却施設：130,000t/年 新清掃工場破碎施設：15,000t/年 ③割引率：1.0%/年	
資金調達に関する事項	循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づき設定	同左
施設整備に関する事項	民間事業者に対する見積徴収の結果を精査して設定した設計・建設費	同左
運営・維持管理に関する事項	民間事業者に対する見積徴収の結果を精査して設定した運営・維持管理費	同左

(2) 本市の財政負担見込額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりである。ここでは、本市が直接実施する場合の財政負担見込額を100とし、指標により比較を行った。

	財政負担の比較
本市が直接実施する場合	100.0
DBO方式で実施する場合	96.7

3 DBO方式で実施することの定性的評価

本事業をDBO方式で実施する場合、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等の活用による定性的評価としては、次の効果が見込まれる。

(1) 効率的かつ良質な維持管理の実施

本施設の設計・建設、運営・維持管理の各業務を一括して性能発注することにより、運営・維持管理の方針と整合した施設の設計・建設を行うことができ、事業期間にわたり、効率的かつ効果的に本事業が実施されることが期待できる。特に、運営・維持管理業務については、施設の設計に運営者の意見が反映されることにより、効率的かつ良質な運営管理、点検補修等の維持管理の実施が可能になると考える。

(2) 運営を長期間包括的に発注することによる効率化

これまで単年度契約により個別発注していた運営・維持管理業務を長期的かつ包括的に委託することから、民間事業者は複数年度にわたる業務改善効果を考慮して業務を遂行することが可能になると考える。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、本市と民間事業者が適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクに対し、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になると考える。民間事業者に移転するリスクの評価については、「4 民間事業者に移転するリスクの評価」に示す。

4 民間事業者に移転するリスクの評価

DBO方式で実施する場合は、本市が直接実施する場合に本市が負担するリスクの一部を民間事業者に移転して実施する。

DBO方式で実施する場合に民間事業者が負担するリスクは、民間事業者が本市よりも効果的かつ効率的に管理可能であり、民間事業者が有するリスクコントロール及びリスク回避のノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できると考える。

主に、以下に示すリスクについては、事業者のリスク管理能力を活かすことができ、サービスの質の向上を図ることができると考える。

(1) 設計・建設段階におけるリスク

- ア 測量・地質調査に関するリスク
- イ 施設の設計・建設に関するリスク

(2) 運営・維持管理段階におけるリスク

- ア 要求性能の未達に関するリスク
- イ 施設の損傷に関するリスク
- ウ 運営コスト増大、補修費用の平準化に関するリスク
- エ 周辺環境等の保全に関するリスク

5 総合的評価

本事業は、DBO方式にて実施することにより、本市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担見込額について、3.3%の縮減を期待することができるとともに、公共サービス水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条の規定に準じて特定事業として選定する。

担 当 課	：	札幌市環境局 環境事業部 施設管理課
所 在 地	：	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
T E L	：	011-211-2922
電 子 メール	：	seiso-shisetsukensetsu@city.sapporo.jp
ホームページ	：	http://www.city.sapporo.jp

以 上